「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の3年目見直し 本文案(新旧対照表) <抜粋>

ΙH

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針

平成23年3月11日の東日本大震災の発災以降、政府は、東日本大震災復興基本法第3条による基本方針に基づき、復興期間10年間(平成23年度から令和2年度まで)において、様々な復興施策を講じてきた。こうした取組により、復興は大きく前進している一方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかとなっている。

こうした状況を踏まえ、令和元年 12 月に、「「復興・創生期間」後における 東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「令和元年基本方針」という。) を定め、それまでに実施された復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及 び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間(平成 28 年度から令和 2 年度まで)後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織につい ての方針を示した。

これを受けて、令和2年6月には、復興庁設置法等の一部を改正する法律が成立し、復興庁の設置期間の延長等の措置が講じられた。また、同年7月には、「令和3年度以降の復興の取組について」を決定し、令和3年度から同7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、同期間に向けた取組の検討課題、事業規模と財源を定めるなど、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。

第2期復興・創生期間においては、「被災地の自立につながり、地方創生の モデルとなるような復興を実現していく」という第1期復興・創生期間(平成28年度から令和2年度まで)の理念を継承し、その目標の実現に向けて、 取組を更に前に進めることとしている。

こうした状況を踏まえ、令和元年基本方針の見直しを行い、「「第2期復興・

新

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針

平成23年3月11日の東日本大震災の発災以降、政府は、東日本大震災復興基本法第3条による基本方針に基づき、平成27年度までの「集中復興期間」、続く平成28年度から令和2年度までの「第1期復興・創生期間」を合わせた10年間において、様々な復興施策を講じてきた。

そうした取組により復興が大きく前進した一方で、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかとなった。これを受け、令和3年度から同7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、同期間に向けた取組の検討課題、事業規模と財源等を定めるなど、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組を進め、令和3年3月には「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「現行基本方針」という。)を決定した。それに基づき国・地方公共団体がそれぞれの役割を果たしながら、様々な復興に取り組んできた。

このような取組により、復興は着実に前進してきた一方で、その状況は地域によって様々であるため、引き続き、状況に応じたきめ細やかな対応が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、今般、被災各地における復興施策の進捗状況等を

創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を定める。

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。

政府は、本基本方針に定めるところにより、引き続き、現場主義を徹底し、 被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げ て取り組む。

1 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(略)

(1) 地震·津波被災地域

(略)

### ① ハード整備

・ 公共インフラの整備等のハード事業については、第1期復興・創生期間内におおむね完了しているが、<u>関連工事との調整などやむを得ない事情により期間内に未完了となる一部の事業については、期間内に計上された予</u>算の範囲内で支援を継続する。

ただし、第1期復興・創生期間内に未完了の災害復旧事業については、 住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了させることが必要で あることから、第2期復興・創生期間以降においても事業が完了するまで の間、支援を継続する。

・ 第1期復興・創生期間の終了をもって廃止となる東日本大震災復興交付 金(以下「復興交付金」という。)については、事業の確実な終了に向けて 所要の手続を行う。

(略)

踏まえた現行基本方針の見直しを行う。

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。

政府は、本基本方針に定めるところにより、引き続き、現場主義を徹底し、 被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げ て取り組む。

1 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(略)

(1) 地震·津波被災地域

(略)

### ① ハード整備

・ 公共インフラの整備等のハード事業については、第1期復興・創生期間 内におおむね完了しているが、

第1期復興・創生期間内に未完了の災害復旧事業については、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了させることが必要であることから、第2期復興・創生期間以降においても事業が完了するまでの間、支援を継続する。

(削除)

#### ② 心のケア等の被災者支援

・ 発災から 10年が経過し、地域によって復興の進捗状況に違いがあり、被 災者一人ひとりが直面している課題は、様々に異なっている。また、被災 者を取り巻く社会情勢も変化する中にあって、被災者が地域社会から孤立 することや孤独に悩むことを防ぎ、安全・安心な生活を再建することがで きるよう、引き続ききめ細かな支援が必要である。このため、第1期復興・ 創生期間の終盤に再建された地区のコミュニティ形成、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者を始めとする被災者の心身のケア、生きがい づくりのための「心の復興」、見守り・生活相談、東日本大震災により親を 亡くした子どもへの支援等の取組について引き続き対応が必要なことか ら、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、被災者支援総合交付 金等により、事業の進捗に応じた支援を継続する。

また、心のケアセンターについては、センターにおける相談・支援対応 の実情、地方公共団体の精神保健福祉施策の状況等を踏まえ、適切な支援 の在り方を検討する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

(略)

## ③ 被災した子どもに対する支援

・ 東日本大震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心の ケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることか ら、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウ ンセラー等の配置、就学支援について、過去の大規模災害における取組事 例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を 継続する。

#### ② 心のケア等の被災者支援

・ 発災から 13年が経過し、地域によって復興の進捗状況に違いがあり、被 災者一人ひとりが直面している課題は、様々に異なっている。また、被災 者を取り巻く社会情勢も変化する中にあって、被災者が地域社会から孤立 することや孤独に悩むことを防ぎ、安全・安心な生活を再建することがで きるよう、引き続ききめ細かな支援が必要である。このため、第1期復興・ 創生期間の終盤に再建された地区のコミュニティ形成、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者を始めとする被災者の心身のケア、生きがい づくりのための「心の復興」、見守り・生活相談、東日本大震災により親を 亡くした子どもへの支援等の取組について引き続き対応が必要なことか ら、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、被災者支援総合交付 金等により、事業の進捗に応じた支援を継続する。

また、心のケアセンターについては、センターにおける相談・支援対応 の実情、地方公共団体の精神保健福祉施策の状況等を踏まえ、適切な支援 の在り方を検討する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、<u>政府全体の施策の総合的な活用も含め、</u>事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

(略)

### ③ 被災した子どもに対する支援

・ 東日本大震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心の ケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることか ら、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウ ンセラー等の配置、就学支援について、過去の大規模災害における取組事 例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を 継続する。 なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

④ 住まいとまちの復興(略)

- ⑤ 産業·生業
- ・ 中小企業等グループの再建支援については、<u>復旧に必要な土地造成が第</u> 1期復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。
- ・ 企業立地補助金については、<u>これまでの復興状況等を踏まえ、復旧に必要な土地造成が第1期復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域に対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を最大3年間(令和5年度末まで)とし、企業進出等が進むよう支援を継続する。</u>

(略)

⑥ 地方単独事業等 (略)

⑦ 原子力災害に起因する事業 (略) なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、<u>政府全体の施策の総合的な活用も含め、</u>事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

④ 住まいとまちの復興(略)

- ⑤ 産業·生業
- ・ 中小企業等グループの再建支援については、事業者の責に帰さない事由 によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続 する。
- ・ 企業立地補助金については、<u>事業者の責めに帰さない不可抗力的な事案</u> に配慮しつつ、運用期限である令和7年度末までに事業が終了できるよう 支援する。

- ⑥ 地方単独事業等 (略)
- ⑦ 原子力災害に起因する事業 (略)

# ⑧ 地方創生との連携強化(略)

・ 被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、<u>第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」</u>に盛り込まれた各種の取組を着実に進めるとと もに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

例えば、上記④のとおり、ハンズオン支援により、復興施策と地方創生 施策等の一般施策との総合的な活用を図り、移転元地等の活用を推進する。

### (2) 原子力災害被災地域

原子力災害被災地域においては、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され<u>るなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、6町村において特定復興再生拠点区域の整備が着実に進み、双葉町、大熊町及び富岡町の一部区域で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。一方で、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。</u>

福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面 10 年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニ

## 8 地方創生との連携強化(略)

・ 被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、「デジタル田園都市 国家構想総合戦略(2023年改訂版)」に盛り込まれた各種の取組を着実に進 めるとともに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

例えば、上記④のとおり、ハンズオン支援により、復興施策と地方創生 施策等の一般施策との総合的な活用を図り、移転元地等の活用を推進する。

## (2) 原子力災害被災地域

原子力災害被災地域においては、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、<u>また、</u>帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、令和5年11月までに6町村の同区域において避難指示が全て解除された。特定復興再生拠点区域外についても「特定帰還居住区域」が制度として創設され、令和6年3月までに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町の特定帰還居住区域復興再生計画が認定されるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。このように、地域によって復興の段階が様々であり、特定復興再生拠点区域など本格的な復興が始まったばかりの地域もある。帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。

福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、<u>令和3年度からの</u>当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな

ーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。 具体的には、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、それぞれの地域 の実情や特殊性(中間貯蔵施設の受入等)を踏まえながら、避難指示が解 除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定復興再 生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた方針 の検討、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者 の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進めるとともに、新たな住 民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等を行う。

さらに、福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、ひいては、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として国際教育研究拠点を新設する。

なお、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、それぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体の在り方について見直しを行う。

- ① 事故収束 (廃炉·汚染水対策)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は復興の大前提であるとの認識のもと、中長期ロードマップに基づき、30~40年後の廃止措置終了を目標に、国は前面に立って、国内外の叡智(えいち)を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進するとともに、研究開発成果等を活かすことで、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分か

課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。具体的には、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、それぞれの地域の実情や特殊性(中間貯蔵施設の受入等)を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進めるとともに、帰還促進と併せて、新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等を行う。

さらに、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す福島国際研究教育機構の取組を推進する。

なお、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、<u>避難指示解除の時期</u> 等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、第2期 復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体の在り方に ついて見直しを行う。

- ① 事故収束 (廃炉・汚染水・処理水対策)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は復興の大前提であるとの認識のもと、中長期ロードマップに基づき、30~40年後の廃止措置終了を目標に、国は前面に立って、国内外の叡智(えいち)を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進するとともに、研究開発成果等を活かすことで、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、

りやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住 民等の理解促進、信頼関係強化が最も重要であるとの認識のもと、情報公 開や地元との連携を密に行うよう、東京電力を指導するとともに、国も必 要な取り組みを行っていく。

・ 今後、福島の復興・再生が本格化していく中で、世界にも前例のない燃料デブリ取出しなどの難易度が極めて高い取組が行われていくことから、これまで以上に、復興と廃炉の両立を意識した対応を行う。具体的には、早期の復興に資するためにリスクの早期低減に取り組むとともに、工程ありきではなく安全確保を最優先する観点から慎重に進めるべきという視点も踏まえ、廃炉を着実に進めていく。

(略)

・ 多核種除去設備等で浄化処理された水(ALPS 処理水)の取扱いについては、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会において取りまとめられた報告書を踏まえ、地元を始めとした関係者や広く国民の意見を聞いてきたところである。先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論を出していく。併せて、処分方法にかかわらず、国内外の様々な方に丁寧に説明することも含め風評影響を最大限抑制するよう政府全体で全力で取り組む。

的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化が最も重要であるとの認識のもと、情報公開や地元との連携を密に行うよう、東京電力を指導するとともに、国も必要な取り組みを行っていく。

・ 今後、福島の復興・再生が本格化していく中で、世界にも前例のない燃料デブリ取出し<u>は技術的</u>難易度が極めて高い取組<u>であり、国・東京電力・原子力損害賠償・廃炉等支援機構が一体となり、内外の技術的知見を集めた集中的な検討の必要があるところ</u>、復興と廃炉の両立を意識した対応を行う。具体的には、早期の復興に資するためにリスクの早期低減に取り組むとともに、工程ありきではなく安全確保を最優先する観点から慎重に進めるべきという視点も踏まえ、<u>経営陣のコミットのもと安全確保に万全を期すよう東京電力を指導しつつ、</u>廃炉を着実に進めていく。

- ・ 多核種除去設備等で浄化処理された水 (ALPS 処理水)の取扱いについては、令和5年7月に IAEA の包括的報告書が公表され、関連する国際的な安全基準に合致していること、人及び環境に与える放射線の影響は無視できるものと結論付けられ、令和5年8月24日に海洋放出が開始された。放出後、モニタリングを適切に行い、科学的根拠に基づく透明性の高い情報を国内外に発信していくとともに、IAEAによる第三者の立場からの確認を継続しながら、万全の安全性確保に政府全体として取り組む。
- ・ ALPS 処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉及び ALPS 処理水の処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組 んでいく。ALPS 処理水の海洋放出以降、一部の国・地域による輸入規制強 化を踏まえ、「水産業を守る」政策パッケージ(令和5年9月4日)等により支援策を措置したところである。引き続き、輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めていくとともに、各種支援策の執行状

(略)

#### ② 環境再生に向けた取組

- ・ 平成30年3月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染 対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき面的除染を完了し、 帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、<u>避難指示解除目標に向け現在除染を進めている</u>。引き続き、仮置場の適切な管理を徹底しつつ、安全を確保しながら、中間貯蔵施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行う。
- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等については、中間貯蔵施設への 速やかな搬入を進め、帰還困難区域由来を除く除去土壌等については、令 和3年度までにおおむね搬入完了<u>を目指すとともに</u>、特定復興再生拠点区 域において発生した除去土壌等の搬入を進める。なお、輸送に当たっては 安全の確保を徹底する。輸送が完了した仮置場については、土地所有者や 地元自治体の意向を踏まえつつ実現可能で合理的な範囲・方法で原状回復 を進める。
- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、地元の苦渋の判断により 中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、法律上「中間貯蔵開 始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講 ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終 処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の 減容・再生利用等を進めることが重要であり、「中間貯蔵除去土壌等の減容・

況や効果等を踏まえつつ、必要な対応を行っていく。

・ ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれるものであり、 東京電力に緊張感をもった対応を求めていくとともに、政府全体として風 評対策及びなりわい継続支援にも徹底的に取り組み、被害が生じた場合に は適切に賠償を行うことを指導していく。

(略)

### ② 環境再生に向けた取組

- ・ 平成30年3月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき面的除染を完了した。帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、6町村全てにおいておおむね除染作業が完了し、特定帰還居住区域についても除染作業を進める。引き続き、仮置場の適切な管理を徹底しつつ、安全を確保しながら、中間貯蔵施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行う。
- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等については、中間貯蔵施設への 速やかな搬入を進め、帰還困難区域由来を除く除去土壌等については、令 和3年度までにおおむね搬入を完了<u>したところであり</u>、特定復興再生拠点 区域及び特定帰還居住区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。 なお、輸送に当たっては安全の確保を徹底する。輸送が完了した仮置場に ついては、土地所有者や地元自治体の意向を踏まえつつ実現可能で合理的 な範囲・方法で原状回復を進める。
- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、地元の苦渋の判断により 中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、法律上「中間貯蔵開 始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講 ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終 処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の 減容・再生利用等を進めることが重要であり、「中間貯蔵除去土壌等の減容・

再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、減容技術の開発・実証等を行うとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行うなど、全国に向けた理解醸成活動を推進<u>する。</u>再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化<u>を図</u>り、政府一体となっ<u>て</u>、地元の理解を得ながら具体化を推進する。さらに、福島県外での最終処分に関<u>する調査・検討を進める。</u>また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組を進める。

- ・ 福島県内の特定廃棄物等の処理については、地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に万全を期して、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進める。福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行う。
- ③ 帰還・移住等の促進、生活再建等(略)
- ・ 他方、発災から 10年が経過する中で、被災地では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行しており、住民意向等も踏まえると、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、帰還促進と併せて、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要がある。このため、福島復興再生特別措置法の改正により、帰還環境整備交付金が帰還・移住

再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、減容技術の開発・実証等を行うとともに、これらの取組の安全性等について、IAEAによるレビュー等の状況も含め、積極的かつ分かりやすい情報発信を行うなど、全国に向けた理解醸成活動を推進し、国民の理解・信頼の醸成につなげていく。再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進め、地元の理解を得ながら具体化を推進する。さらに、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の目標年度である令和6年度の後に空白の期間が生じないよう、それまでの検討結果を踏まえ、福島県外での最終処分に向けた令和7年度以降の取組の進め方を示していく。また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組を進める。

- ・ 福島県内の特定廃棄物等の処理については、地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に万全を期して、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入等の事業を進める。福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行う。
- ③ 帰還・移住等の促進、生活再建等(略)
- ・ 他方、発災から 13 年が経過する中で、被災地では、人口減少、高齢化、 産業の空洞化等の課題が一層進行しており、住民意向等も踏まえると、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、<u>避難指示の解除時期等によって大きく異なる地域の実情も踏まえながら、</u>帰還促進と併せて、移住・定住の 促進、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要がある。このため、

等環境整備交付金に改められ、交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業が追加されたところであり、当該交付金を活用した地方公共団体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援を始め、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、福島県及び原子力災害被災12市町村における取組を支援する。また、関係者が連携して広域で取り組むべき施策などの移住等の促進施策を強力に進める体制の構築や、交流人口の拡大を消費の拡大のみならず定住人口の増加にも効果的に繋げるための施策も含む対応策等を検討してとりまとめる場の立ち上げなどを通じて、国、県、市町村及び関係機関の連携を強力に推進する。同時に、公共サービスや公共施設の効率的・持続的な運営、鳥獣被害対策や防犯・防災といった地域課題への対応について、国・県・市町村が協力して将来を見据えた広域的で持続可能な仕組みを検討する。

(略)

・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センター附属病院などの地域医療体制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行う。

(略)

・ 令和2年度に見直された福島 12 市町村の将来像提言において、持続可能な地域・生活の実現、広域的な視点に立った協力・連携、世界に貢献する新しい福島型の地域再生という基本的方向の下、創造的復興を成し遂げ

令和2年6月の福島復興再生特別措置法の改正により、帰還環境整備交付金が帰還・移住等環境整備交付金に改められ、交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業が追加されたところであり、当該交付金を活用した地方公共団体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援を始め、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、福島県及び原子力災害被災 12 市町村における取組を支援する。また、関係者が連携して広域で取り組むべき施策などの移住等の促進施策を強力に進める体制の構築や、交流人口の拡大を消費の拡大のみならず定住人口の増加にも効果的に繋げるための施策も含む対応策等を検討してとりまとめる場の立ち上げなどを通じて、国、県、市町村及び関係機関の連携を強力に推進する。同時に、公共サービスや公共施設の効率的・持続的な運営、鳥獣被害対策や防犯・防災といった地域課題への対応について、国・県・市町村が協力して将来を見据えた広域的で持続可能な仕組みを検討する。

(略)

・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センター附属病院など<u>双葉郡等における</u>地域医療体制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行う。

(略)

・ 令和2年度に見直された福島 12 市町村の将来像提言において、持続可能な地域・生活の実現、広域的な視点に立った協力・連携、世界に貢献する新しい福島型の地域再生という基本的方向の下、創造的復興を成し遂げ

た姿が示されている。国、県、市町村等が適切に連携して、福島復興再生 基本方針や福島復興再生計画の下、福島 12 市町村の将来像の具現化を始め地域の復興に向けて取り組む。

・ 原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿い被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、必要に応じて指針等の見直しに関する検討を行うことも含め引き続き必要な対応を行う。また、令和3年3月で原発事故から 10 年が経過したが、東京電力は、最後の一人まで賠償を貫徹するべく、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることはせず、柔軟に対応する旨を表明している。国は、個々の事情に十分に配慮して被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導するとともに、広報やきめ細かい相談対応など必要な取組を行う。

(略)

・ 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に 帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組 む」との決意の下、まずは、6町村の特定復興再生拠点区域について、特 定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、各区域の目標期間内における 避難指示解除に向けて、国、県、町村により適切に進捗を管理しつつ、家 屋等の解体・除染やインフラ整備を実施するとともに、買い物、医療・介 護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める。除 染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情 に応じて必要な対応を行う。また、特定復興再生拠点区域におけるまちづ くりが効果的に進められるよう、移住・定住の促進も含め、福島再生加速 化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生 た姿が示されている。国、県、市町村等が<u>それぞれの役割を果たしつつ</u>適切に連携して、福島復興再生基本方針や福島復興再生計画の下、福島 12 市町村の将来像の具現化を始め地域の復興に向けて取り組む。

・ 原子力損害賠償について、<u>令和4年3月の集団訴訟の判決確定を受け、</u>同年 12 月に原子力損害賠償紛争審査会<u>において中間指針第五次追補を策定した。令和5年1月及び3月には、東京電力が、同指針を踏まえた追加賠償の基準を公表し、同年4月から請求受付を開始した。国は、同審査会の指針等に沿い被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、引き続き必要な対応を行う。また、原発事故から 13 年が経過したが、東京電力は、最後の一人まで賠償を貫徹するべく、時効完成後も一律に賠償請求を断らず、柔軟に対応する旨を表明している。国は、個々の事情に十分に配慮して被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導するとともに、広報やきめ細かい相談対応など必要な取組を行う。</u>

(略)

・ 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、まずは、6町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、家屋等の解体・除染やインフラ整備を実施し、令和5年11月までに6町村の同区域において避難指示が全て解除されたところである。今後も引き続き、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める。除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。また、特定復興再生拠点区域におけるまちづくりが効果的に進められるよう、移住・定住の促進も含め、福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生拠点区

拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。

- ・ 帰還困難区域を抱える6町村については、復興の段階が、その周辺の市町村に比して大きく異なる上、6町村の間でも地方公共団体ごとに状況が大きく異なることから、<u>避難指示解除区域や</u>特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、引き続き、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推し進めていく。
- ・ <u>また、特定復興再生拠点区域について、一部の町村では令和4年春頃の</u> 避難指示解除を目標として整備が進められる中、特定復興再生拠点区域外 の帰還困難区域(以下「拠点区域外」という。)については、避難指示解除 の具体的な方針を示せていない状況にあり、早急に方針を示す必要がある。 個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、<u>避難指示解除</u> に向けた方針の検討を加速化させ、将来的に帰還困難区域の全てを避難指 示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。

域の円滑かつ迅速な整備を支援する。

- ・ 帰還困難区域を抱える6町村については、復興の段階が、その周辺の市町村に比して大きく異なる上、6町村の間でも地方公共団体ごとに状況が大きく異なることから、特定復興再生拠点区域を含めた避難指示解除区域への帰還・居住に向けた課題について、引き続き、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推し進めていく。
- ・ 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域外に関しては、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」(令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定)において、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされた。
- ・ 当該方針を実現するため、令和5年6月に福島復興再生特別措置法が改正され、特定避難指示区域の市町村長が、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。
- ・ 本制度に基づき、令和6年3月までに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町が特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定を行った。認定された計画に基づき、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく。なお、避難指示解除の時期等については、帰還の早期実現を求める声や地元自治体の意向も踏まえ、必要に応じ、除染やインフラ整備等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除することも検討する。また、帰還する住民の営農の再開に向けては、営農再開に必要となる諸条件も踏まえつつ、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。
- ・ 令和5年8月に策定した「特定帰還居住区域における放射線防護対策」 も踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づ くリスクコミュニケーションに取り組むとともに、空間線量率などそれぞ

加えて、引き続き、環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、 その結果を分かりやすく情報提供する。

なお、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」で提示された、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、運用していく。

また、帰還困難区域においては、発災から<u>10年</u>という長い年月が経過し荒廃が進んでいることを踏まえ、第2期復興・創生期間以降も一定期間避難指示が継続する可能性も踏まえ、区域の荒廃抑制対策や防犯・防災対策等を進める。

- ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等(略)
- ・ その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼込みの両輪で進めることが重要であることから、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、企業立地補助金等を活用し、産業集積に向けた取組を進める。

れの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケードなど物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について検討を行う。

加えて、引き続き、環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、 その結果を分かりやすく情報提供する。

なお、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」で提示された、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、運用していく。

- ・ 個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。また、帰還困難区域においては、発災から 13年という長い年月が経過し荒廃が進んでいることを踏まえ、第2期復興・創生期間以降も一定期間避難指示が継続する可能性も踏まえ、区域の荒廃抑制対策や防犯・防災対策等を進める。
- ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等(略)
- ・ その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼込みの両輪で進めることが重要であることから、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、企業立地補助金等を効果的に活用し、産業集積や社会課題解決に資する取組を進める。

(略)

- ・ 福島復興再生特別措置法の改正により、新産業創出等推進事業促進区域内において、新産業創出等推進事業を行う事業者に対する、設備投資、雇用、研究開発に係る課税の特例措置を設けたところであり、この措置を活用して、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援する。
- ・ 福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島 新エネ社会構想」の実現のため、再エネ社会の構築、水素社会の実現に向 けた取組を着実に推進する。

令和3年4月に本構想の第2フェーズを迎えるに当たり、令和3年2月 に改定した本構想に基づき、このフェーズを、再生可能エネルギーの更な る「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開とするための取組を進める。 (略)

## ⑤ 国際教育研究拠点の整備

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させて、原子力災害によって甚大な被害に見舞われた福島浜通り地域等の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードしていくため、福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として、国際教育研究拠点を新設する。
- ・ その実現に向け、「国際教育研究拠点の整備について」に基づき、推進する。

- ・ 新産業創出等推進事業促進区域内における、新産業創出等推進事業を行 う事業者に対する、設備投資、雇用、研究開発に係る課税の特例措置を活 用して、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組 を支援する。
- ・ 福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島 新エネ社会構想」の実現のため、再エネ社会の構築、水素社会の実現に向 けた取組を着実に推進する。

令和5年7月に策定した「福島新エネ社会構想加速化プラン」に基づき、 再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開 とするための取組を進める。

(略)

### ⑤ 福島国際研究教育機構の取組の推進

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島をはじめ東北 の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を 通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出によ り産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の 水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創 造的復興の中核拠点」を目指し、福島復興再生特別措置法に基づき、令和 5年4月に福島国際研究教育機構(以下「機構」という。)を設立した。
- ・ 「福島国際研究教育機構基本構想」に基づき、機構が行う「ロボット」、 「農林水産業」、「エネルギー」、「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利 用」、「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の5分野を基本と する研究開発をはじめ、産業化や人材育成の取組を推進する。また、機構 が新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担える

## ⑥ 事業者・農林漁業者の再建(略)

- ・ 森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質 モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流 出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を 引き続き行う。また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生 に向けた取組を引き続き実施する。さらに、原木しいたけ等の特用林産物 の産地再生に向けた取組を進める。特に、しいたけ原木生産のための里山 の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意 しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた 取組を強力に推進する。加えて、木材産業の再生に向けて、木材製品等に 係る安全証明体制の構築、バーク等の滞留対策や有効利用の推進及び集成 材など県産木材の利用促進を図る。
- ・ 水産業分野では、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については<u>依</u> 然として試験操業が続いていることから、海産物や周辺海域の放射性物質

- よう、機構による新産業創出等研究開発協議会の開催や、既存施設の施設 統合及び予算集約に取り組む。
- ・ また、機構が着実に業務を本格実施できるよう国が行う機構の当初の施 設整備について、復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、早期に建 設工事に着手するなど、さらに可能な限り前倒しに努める。
- ・ 機構の第一期中期目標期間(令和5年4月~令和12年3月)において「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととしていることを踏まえ、国内外の情報発信や広報活動などを積極的に行うとともに、地方公共団体や国内外の大学、教育機関、研究機関、企業等との効果的な広域連携を進める。

## ⑤ 事業者・農林漁業者の再建(略)

- ・森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質 モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流 出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里 山再生事業、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進め る。特に、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森 林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環 利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を強力に推進する。加えて、 木材産業の再生に向けて、木材製品等に係る安全証明体制の構築、バーク 等の滞留対策や有効利用の推進及び集成材など県産木材の利用促進を図 る。また、帰還困難区域を含め森林・林業再生を進めるため、科学的根拠 に基づくリスクコミュニケーションを含め、森林における作業の実施や伐 採木・樹皮の扱い等に関する関係者との調整など必要な対応を進める。
- ・ 水産業分野では、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については試験操業<u>が終了した</u>ことから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング

モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓など本格的な操業再開に向けた支援を行う等、安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組に対する支援を継続する。

併せて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を<u>整理するとともに</u>、魚食普及に向けた取組を支援する。その上で、福島県水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向け必要な支援を行う。

- ⑦ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進(略)
- ・ 観光については、福島県では教育旅行や延べ宿泊者数の回復に課題が残ることから、福島県における観光復興を最大限に促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外からの福島県への誘客に取り組む。
- ・ 諸外国・地域における輸入規制については、福島復興再生特別措置法の 改正により、輸入規制の緩和・撤廃の推進や海外における風評対策のため に必要な措置を講ずることとされたところであり、これも踏まえ、引き続 きあらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた 様々な取組を支援する。
- ・ <u>福島復興再生特別措置法の改正により、</u>福島県内において、風評被害が その経営に及ぼす影響に対処するための事業活動を行う事業者に対する、 設備投資や雇用に係る課税の特例措置を<u>設けたところであり、この措置を</u> 活用して、いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等における風評被害へ

検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓など<u>の</u>本格的な操業<u>への</u>支援を行う等、安定的な水産物生産体制の構築を推進する。 また、水産加工業について、販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組に対する支援を継続する。

さらに、福島をはじめとする被災地の ALPS 処理水の海洋放出後の生業継続の観点から、必要な支援を行う。

併せて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を<u>踏まえ</u>、魚食普及に向けた取組を支援する<u>とともに、</u>福島県水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向け必要な支援を行う。

- ① 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 (略)
- ・ 観光については、福島県では教育旅行や延べ宿泊者数の回復に課題が残ることから、福島県における観光復興を最大限に促進するため、ホープツーリズムをはじめとした滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外からの福島県への誘客に取り組む。
- ・ 諸外国・地域における輸入規制については、<u>令和2年6月の</u>福島復興再生特別措置法の改正により、輸入規制の緩和・撤廃の推進や海外における風評対策のために必要な措置を講ずることとされたところであり、これも踏まえ、引き続きあらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた様々な取組を支援する。
- 福島県内において、風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための 事業活動を行う事業者に対する、設備投資や雇用に係る課税の特例措置を 活用して、いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等における風評被害へ の対応を行う。

の対応を行う。

(略)

⑧ 地方単独事業等

(略)

(3) 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承

(略)

・ 今後の大規模災害に向けた多様な教訓や東日本大震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用することが重要である。このため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」との連携、国及び地方公共団体等による東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、これまでの復興期間中に集約・総括される効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を取りまとめ、幅広く全国の地方公共団体を含む関係機関への普及・啓発を図ることで、各機関における自律的かつ機動的な体制の構築及び災害対応能力の向上に資する。

(略)

(略)

- ・ ALPS 処理水の処分に伴う 風評影響を生じさせないよう、復興大臣のも とでとりまとめた「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」(令和3年8月20日)、関係省庁連名で取りまとめた「水産業を 守る」政策パッケージ等を踏まえ、風評の払拭に向けた科学的根拠に基づ く正確な情報の発信等に取り組む。
- ⑧ 地方単独事業等 (略)
- (3) 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承

(略)

・ 今後の大規模災害に向けた多様な教訓や東日本大震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用することが重要である。このため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」との連携、国及び地方公共団体等による東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、これまでの復興期間中に集約・総括される効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を取りまとめ、幅広く全国の地方公共団体を含む関係機関や海外への普及・啓発を図ることで、各機関における自律的かつ機動的な体制の構築及び災害対応能力の向上に資する。

・ <u>復興庁の設置から10年目を迎えることを踏まえ、</u>第1期復興・創生期間 の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況 等について資料を収集・整理し、取りまとめる。

- 2. 復興を支える仕組み
- (1)復旧・復興事業の財源等(略)
  - ・ 平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業に 充てることとした32兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税 外収入の実績を踏まえると、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うも のと見込まれる。

原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれ<u>て生じる</u>新たな課題や多様なニーズ<u>にきめ細かく対応する必要があることか</u>ら、必要に応じて見直しを行うものとする。

(略)

- ・ 第1期復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組 の変遷、復興の進捗状況、評価・課題を取りまとめた「東日本大震災復興 政策 10 年間の振り返り」(令和5年8月公表)について、将来起こりうる 大規模災害に対して、実際にその復興政策を立案・実施することになる国・ 地方公共団体関係者等に活用されるよう、普及啓発に努める。
- 2. 復興を支える仕組み
- (1)復旧・復興事業の財源等(略)
- ・ 平成23 年度から令和2年度までの10 年間における復旧・復興事業に充てることとした32 兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、32.9 兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

原子力災害被災地域については<u>中長期的な対応が必要であり</u>、復興のステージが進むにつれ、新たな課題や多様なニーズ<u>が生じていることから、</u>適切な時期に見直しを行い、必要な復興事業の実施に支障を来すことがないよう、財源を確保する※。

※令和7年度までの「第2期復興・創生期間」において必要な復旧・復興 事業費について、更なる財源確保の必要が生じた場合には、令和7年度 予算編成において検討し、対応する。

(2) 自治体支援	(2) 自治体支援
(略)	(略)
3. 組織	3. 組織
(略)	(略)
4. その他	4. その他
(略)	(略)
・ 本基本方針については、復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。	(削除)
・ 本基本方針の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症による東日本大震災の被災地への影響の把握に努めながら、感染拡大防止に配慮した	(削除)
事業の実施や事業内容の変更への柔軟な対応等により、復興に支障が生じ	
ないよう取り組む。	